

静岡市における委託契約等に係る入札参加者の選定に関する基準

1 趣旨

この基準は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除き、静岡市が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定めた告示（平成15年静岡市告示第46号）に定める建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防用設備等保守点検業務、電算業務、下水道処理施設維持管理業務、下水道汚泥処理業務の委託契約及び電力供給業務、都市ガス供給業務の供給契約並びに物件の借入契約（以下「委託契約等」という。）に係る入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の選定の基準について、必要な事項を定めるものとする。

2 入札の方法

入札の方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による参加者の資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）及び指名競争入札のいずれかによる。

3 入札参加者の選定順位

入札参加者は、特別な理由がある場合を除き、入札参加資格を有する者のうちから、次の順位により選定する。

- (1) 静岡市内に本社、本店等の主たる営業所を有している者
- (2) 静岡市内に支店・営業所等を有している者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者

4 制限付一般競争入札における選定基準

対象となる委託契約等は、静岡市委託業務等に係る制限付一般競争入札実施要綱第2条に掲げる業務で、内容に応じ前項に規定する入札参加者の選定順位を踏まえ、入札ごとに適正な入札参加資格要件を設定して、入札参加者を選定する。

5 指名競争入札における選定基準

(1) 選定の原則

指名人の選定は、この基準に基づく方法によることを基本として公正かつ公平に行うとともに、その選定経過等について客観性及び透明性を確保するものとする。

(2) 中小企業者への配慮

指名人の選定に当たっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法

律（昭和41年法律第97号）の趣旨に基づき、中小企業者の受注機会の確保に配慮して行う。

(3) 指名人の選定数

指名人の選定数は、次のとおりとする。ただし、これにより難いと市長が認める特別な理由があるときは、この限りでない。

ア 1件積算金額が200万円以下の契約にあつては、3者程度

イ 1件積算金額が200万円を超え500万円以下の契約にあつては、5者程度

ウ 1件積算金額が500万円を超える契約にあつては、7者程度

(4) 格付業種における発注基準

等級格付を行った業種については、次の表に定める発注基準に従い選定を行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、発注基準金額に対応する等級より1等級上位の等級に格付された者を加えて選定することができる。

発注基準

等級	1件当たりの積算金額
A級	500万円を超えるもの
B級	500万円以下

(5) 指名しない場合

ア 次に掲げる場合は、指名しない。

(ア) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるとき。

(イ) 静岡市入札参加資格停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく入札参加資格停止の期間中であるとき。

(ウ) (イ)に掲げる措置をとるために必要な調査等を行っている場合において、当該調査等に必要な期間内にあるとき。

(エ) 事業協同組合その他の組合を指名する場合において、当該組合の構成員であるとき。

イ 次に掲げる場合は、その状況が改善されたと市長が認めるまでの間、指名しない。

(ア) 本市が委託した委託契約等の施行において、履行が不誠実であると認められるとき。

(イ) 本市が委託した委託契約等の施行において、安全管理の改善に関し労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続し、明らかに契約の相手方として不相当であると認められるとき。

(ウ) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が本市に対してあり、当該状態が継続しており、明らかに契約の相手方として不相当であると認められるとき。

(エ) 会社更生、民事再生、破産等の手続の申請、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止、税の滞納等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められるとき。

(6) 指名に当たり勘案又は配慮すべき事項

ア 市長は、次に掲げる事項を総合的に勘案して指名を行うものとする。

(ア) 当該年度の指名回数

(イ) 当該年度における既契約件数並びにその規模及び内容

(ウ) 委託契約等の履行状況

(エ) 委託契約等の履行における死亡事故等の発生その他安全管理の状況

(オ) 静岡県内における委託契約等に係る契約実績

(カ) 法令による有資格者、検定合格者等の職員の状況その他技術的適合性

(キ) 保有設備、機材、職員の配備体制その他の履行能力

(ク) 経営及び信用の状態

イ 市長は、指名に当たっては、市内業者の受注機会の増大について配慮するものとする。

6 適用除外

次に掲げる委託契約等に係る選定については、5 (3)、5 (4) 及び5 (6) の規定は適用しないものとする。

(1) 災害復旧に係るもの

(2) 特殊な作業内容を含むもの

(3) その他市長が特に必要があると認めたもの

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年9月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年6月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年1月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。